



懲戒処分の基本と法律実務

—基本判例と近時の裁判例を踏まえた量定判断のポイント—

- ☑ 懲戒処分の基本を理解する
- ☑ 懲戒処分を行うにあたっての実務上の留意点

懲戒処分とは企業秩序違反に対する制裁罰であり、企業は従業員の非違行為に対して企業秩序を維持するために適時かつ適切な懲戒処分を実施する必要があります。近時は、職場内だけでなく職場外の非違行為との関係が問題となるケースも生じています

本セミナーでは、懲戒処分の基本的理解とともに、近時の裁判例等を踏まえて懲戒処分を行うにあたっての実務上の留意点とポイントを解説します。

日時 令和4年7月29日（金）
午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児
(石崎・山中総合法律事務所代表弁護士)

開催方法 WEB 開催

定員 100名

(Microsoft Teams meeting を使用)

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円（税抜5,000円）

※石崎・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り7月25日（月））。

【講義プログラム】

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 懲戒処分の考え方と懲戒の種類 | (4) 私生活での刑事事件 |
| (1) 懲戒権の根拠と種類 | (5) 会社批判（SNS、記者会見など） |
| (2) 懲戒処分を行う際の基本的ルール | (6) 無許可・無届けの副業・兼業 |
| (3) 懲戒処分に関する基本判例 | (7) その他 |
| 2. 近時の裁判例から考える懲戒処分 | 3. 懲戒解雇と退職金の減額・没収 |
| (1) 金銭着服・流用 | 4. 懲戒解雇と普通解雇の選択 |
| (2) 会社情報の持出し・漏えい | 5. 質疑応答 |
| (3) 各種ハラスメント | |

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り7月25日(月)

「懲戒処分の基本と法律実務」 日時：令和4年7月29日(金)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 所属・役職・ご担当者氏名	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。